

閱覽用

令和4年7月20日

第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月20日(水) 午後1時59分から午後3時15分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

16番 馬場利正委員

農地利用最適化推進委員

32番 渡邊久委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第4 議案第36号 現況確認証明申請について

第5 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取り消し
願出について

第7 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変
更申請について

第8 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変

更申請について

第10 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第11 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 筈崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第7回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時59分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、16番馬場利正委員、32番渡邊久委員から、欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、9番佐久間栄吉委員、10番武藤栄利委

員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXより農業用倉庫建築のため、

そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案36号番号1について、調査内容の報告をいたします。

7月5日午後4時より現地にて、菊地清吉推進委員、伊藤金志推進委員と事務局長、係長と私の5人で現地を確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、原野と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第36号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第36号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2および番号3につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に解除条件を付して賃借権を設定するものであります。

番号5につきましては、借受人の営農型発電の実施に伴い、申請地に区分地上権を設定するものであります。

番号6につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に解除条件を付して賃借権を設定するものであります。

番号7につきましては、借受人の営農型発電の実施に伴い、申請地に区分地上権を設定するものであります。

番号8につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号9につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号10につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に解除条件を付して賃借権を設定するものであります。

番号11につきましては、借受人の営農型発電の実施に伴い、申請地に区分地上権を設定するものであります。

本議案中、番号4番、6番、10番につきましては、営農型発電の実施にあたり下部農地の営農のために解除条件付き賃借権の設定を行うものであり、同時に発電事業者の権利保全のため番号5番、7番、11番により区分地上権の設定を行うものとなっております。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第37号番号1について、調

査内容を報告します。

7月15日午前9時30分より、推進委員の大石忠雄さんとともに、貸付人・
[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。また、借受人の []
[]さんは都合により欠席するという事で、代わりに、行政書士の [] さん
から聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、
特に問題がなく許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。
以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番、川口美奈子です。議案37号2番について
調査結果を報告いたします。

7月17日午前10時より、推進委員の渡邊一正さんと譲受人の [] さんの
息子さんの [] さん、そして行政書士の [] さん立ち合いのもと、現地確認
および聞き取り調査を行いました。また、譲渡人の [] さんは携帯の設定上、
こちらからの電話はつながらないようになっていたため行政書士の [] さんに
確認をいただいたところ、間違いないとの事でした。内容は事務局説明とおり
で、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議をよろしくお願
いたします。

続きまして、議案37号の3番についての調査結果をご報告いたします。7
月17日午前10時10分より、推進委員の渡邊一正さんとともに、譲渡人の
[] さんの息子さんの [] さん、譲受人の [] さん、行政書士の []
[] さんとで、現地確認および聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の

とおり、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。37号、番号4番、5番について、調査内容を報告いたします。

37号4について報告いたします。7月16日午後1時30分より、農業委員の佐藤孝志さんと貸付人・[REDACTED]さんから現地にて、聞き取り調査を行いました。借受人の株式会社[REDACTED]さんの方は、[REDACTED]・[REDACTED]さんに、7月19日午前11時20分、連絡をとりまして確認したところ間違いがないという事で、内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、問題ないため許可適当と考えます。

続きまして37号5について、説明申し上げます。7月19日、農業委員・佐藤孝志さんとともに、貸付人・[REDACTED]さん宅で聞き取り調査を行いました。株式会社[REDACTED]の借受人の[REDACTED]さんは、[REDACTED]行政書士法人の[REDACTED]さんと連絡がとれまして、間違いがないという事で確認いたしました。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋秀明です。議案第37号6番、7番について、調査内容を報告します。

7月16日午後2時より、推進委員の佐藤孝さんと農業委員の野地太郎さんと私で、譲受人の[REDACTED]の[REDACTED]さんと行政書士の

ことなので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第37号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第38号農地法第4条第1項の規定による処分取消願出について。

次のとおり願出があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

申請人は[REDACTED]について、平成6年4月11日付けで一般住宅建築のための転用許可を受けましたが、両親の死亡等により住宅建築の必要がなくなったため、農地法第4条の許可を取り消すものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第38号1番につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

7月17日、推進委員の平さんとともに午前10時に現地を確認しました。現地はこの申請の約30年前にしている申請で、敷地造成は終わっているんですけど、17日に見た時は草だらけでした。[REDACTED]さんには16日の夜に、許可取消願出について間違いないか確認したところ、間違いないという報告を受けております。いずれにしても、事務局説明のとおりでありまして、[REDACTED]さんは福島市に転出して、こちらには誰もいないという状況でございますので、やむを得ないのかなと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第38号、番号1について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第38号、番号1については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第40号番号2と同一事業になります。長屋住宅建築を目的として転用許可を得たが、収支が見込めず建築を見送りました。今般、建築の見込みがたったため事業計画を変更し、長屋住宅建築を計画します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（安齋 栄）委員　　7番、安齋です。議案第39号番号1について、調査内容を報告いたします。

去る16日午前9時30分に、遊佐一夫推進委員とともに、申請人の■■■■氏に現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第39号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第39号、番号1について

は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第42号番号2と同一事業となります。事後申請となります。

物置の一部が、昭和41年頃から違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、議案第39号番号1と同一事業になります。長屋住宅の需要が見込まれるため、申請地に長屋住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。農業用ハウス建築のためのコンクリート舗装をした後、農地転用申請が必要であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号4、現在アパートで生活していますが、今後の生活のため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第40号番号1について、調査内容を報告します。



7月15日午前10時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、申請人・XXXXXXXXXXさんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。違反転用という事で、顛末書も出ております。本件は違反転用状態の解消に向けた追認案件で、顛末書により違反経過についても確認いたしましたし

た。違反転用における事業の必要性は認められる内容であり、また、今後の農地法の順守も確約していることから、今回については、やむを得ず許可することができるものと判断いたします。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

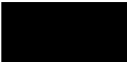
7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第40号番号2について、調査内容を報告いたします。

先ほどの議案39号1と同一事業であります。現地は登記簿では田んぼという事でしたが、盛土されて草刈等がされていまして。現地に農地はなく、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。議案第40号番号3の調査結果についてご報告を申し上げます。

7月16日午後2時15分に、大内推進委員とともに電話をしまして、
さんと3人で議案書や現地の確認をさせていただきました。議案書のとおり間違いがなく、顛末書が出ております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

1番（野地太郎）委員 議案第40号の4番について、調査結果の内容を説明します。

さん、父親より土地をいただいていたという事で、自分の土地に住宅を建てたいというふうな話でした。内容的には事務局の説明のとおりであり

まして、何ら問題ないのかなと思います。汚水とか排水については、市の側溝に流すという事で何ら問題ないと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第40号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第40号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第41番号1について、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、調査の結果をご報告いたします。

7月15日、[REDACTED]の営業の[REDACTED]さんにお話を伺いました。前は、工期延長により変更したわけですが、今回は、市発注事業の追加受注に伴っての延長との説明がありました。今後も、工事受注に伴い変更申請を出すことになるようです。特に問題はなく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第41号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号、番号1について
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第42号「農地法第5条第
1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、自己所有地への進入路確保のため申請地に計画します。汚水の発生
はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高
層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、議案第40号番号1と同一事業となります。事後申請となります。

昭和41年に建築した物置の下屋の一部が譲渡人農地に越境していることが判

明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号3、学校等に近く、宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、事後申請となります。昭和50年から住宅用地の一部として利用していた申請地が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、事後申請となります。既存施設の確認と整備を行っていた際、昭和54年頃から違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号6、子どもの成長に伴い現住居が手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し既存集水桝へ排水します。農地区分

について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号7、議案第42号番号8と同一事業となります。一時転用となります。隣接する農地への一般住宅建築に伴い、申請地に排水管を設置します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、議案第42号番号7と同一事業となります。自然豊かな申請地一帯に魅力を感じたため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は新規設置する排水管へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号9、子どもの成長に伴い現住居が手狭になったため、申請地に住宅新築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、一時転用となります。隣接する現場での工事实施にあたり、工事車両置場や現場事務所が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号11、一時転用となります。農産業の持続と環境にやさしいエネルギーの生産に貢献するため、申請地に営農型発電設備の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号12、及び議案書18ページの番号13について、一時転用となります。農産業の持続と環境にやさしいエネルギーの生産に貢献するため、申請地に営農型発電設備の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号14、一時転用となります。携帯電話電波塔の塗装の塗りなおしにあたり、資材置場等が必要であるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案42号番号1について、調査内容の報告をいたします。

7月15日午後2時30分より、現地にて行政書士の■■■■さんから、大石忠雄推進委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、■■■■さん、譲受人の■■■■さんからは、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局の説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当かと考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第42号番号2について、調査内容を報告します。

7月18日午前10時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲渡人・■■■■さん、■■■■さんは体調不良のため、代わりに奥さんに聞き取り調査を行いました。譲受人・■■■■さんと聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりで、この案件は、議案第40号番号1と同一事業です。また、違反転用との事で顛末書も出ております。皆様の特段のご配慮をお願い申し上げます。以上です。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第42号番号3と4について、調査結果を報告いたします。

はじめに、番号3、7月15日13時30分から、行政書士の■■■■さん、

松本太委員と私で、現地確認をしました。譲渡人の■■■■さんからは、行政書士の■■■■さんに任せてありますとの事で、内容については、議案どおり間違いありません。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続いて、議案番号4について報告いたします。7月15日14時から、譲受人の■■■■さん、行政書士の■■■■さん、松本太委員と私で、現地確認をしました。譲渡人の■■■■さんは電話で確認し、議案どおり間違いのないとの事です。内容については、議案書のとおりです。■■■■さんからは、大変申し訳なかったとの事であり顛末書も出ていますので、許可適当と判断いたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

33番（伊藤金志）委員 33番、伊藤です。議案第42号番号5、番号6について、調査報告いたします。

まず、番号5、申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。7月17日13時30分から現地におきまして、貸付人の■■■■さんは、多忙のため欠席され、借受人の■■■■株式会社代表取締役・■■■■さんと行政書士の■■■■さんと私の3人で、聞き取り調査を行いました。貸付人と借受人は夫婦関係であります。違反転用という事でございまして、事業者としてあつてはならないという事で、顛末書が出ております。今後、こういった事が無いように努めてまいりますので、よろしくお願ひしますという事でしたので、やむを得ず許可出来ると見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、番号6につきまして、内容につきましては、事務局説明のとおりです。7月17日14時から現地におきまして、貸付人の[]さん、借受人の[]さん、親子関係という事でありまして、現在の住宅の隣に、息子さんが家を建てるといった内容でした。何ら問題なく許可適当かなと見てまいりましたので、皆様のご判断をよろしくお願いいたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員　18番、齋藤です。議案第42号番号7および8について調査内容を報告いたします。

番号7と8は同一事業です。7月13日に、譲受人および借受人の[]さんから内容を聞き取り、16日に安齋浩一委員とともに、譲渡人そして貸付人の[]さん立ち合いのもと現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りの農地に影響もなく排水なども特に問題がないため、番号7および8は許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員　5番、川口です。議案第42号番号9について、調査結果の内容をご報告いたします。

譲受人の[]さんから聞き取り調査を行い、譲渡人の[]さんとは親子関係です。申請内容に間違いがないということでしたので、内容は事務局説明のとおり許可適当と考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番（安齋 栄）委員　7番、安齋です。議案第42号番号10について、調査内容を報告いたします。

去る16日午前9時より、遊佐一夫推進委員とともに、貸付人の[]氏、借受人の株式会社[]の担当者であります[]氏に現地にて、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局の説明とおりです。畑には鉄板を敷き使用するという事で行っていましたので、一時転用で借りるという事で問題ないと思います。隣地の畑は承諾いただいたという事で行っていますので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。議案第42号番号11について、調査結果のご報告をいたします。

これは、37号の4番、5番に関するもので、16日午後1時30分より現地にて、私と大内信一推進委員、貸付人の[]さんの3名で、議案書ならびに現地の確認をしました。内容については、事務局報告のとおりで行なっておりまして、あとは借受人の方は、[]・担当の[]さんと7月11日に電話にて確認しましたところ、相違ないということでありました。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋秀明です。議案第42号12番について説明をいたします。

この案件は、議案第37号の6と7に付随するもので、営農型発電敷地への発電施設の基礎にあたる杭の面積が一時転用という形で出ており、内容は事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしく願います。

ます。以上です。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。42号の13番について、ご報告をいたします。

これも先ほどの37号10番と11番の件と同一案件になりまして、支柱の部分の一時転用で許可相当と考えますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

14番（佐藤美由紀）委員 14番、佐藤です。議案第42号番号14について調査内容を報告します。

7月14日午後1時より、推進委員の武藤善朗さんとともに、借受人の■■■■の担当の■■■■さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。貸付人の■■■■さんは都合が悪く、7月14日の夜に電話にて、聞き取り確認いたしました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第42号、番号1から番号14について、原案のとおり許可することに

賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号、番号1から番号14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第11、議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書23ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区9筆10, 655平方メートル、安達地区9筆12, 648平方メートル、東和地区2筆3, 442平方メートル、合計20筆26, 745平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書19ページの番号1番、議案書20ページの番号4番、5番、議案書21ページの番号7番となります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号8につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第43号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第43号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時15分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年7月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐久間 栄吉

署 名 委 員 武藤 栄利